関東矯正管区支部	さいたま市中央区
中部矯正管区支部	名古屋市東区
近畿矯正管区支部	大阪市中央区
中国矯正管区支部	広島市中区
四国矯正管区支部	高松市
九州矯正管区支部	福岡市東区

東京矯正管区支部	さいたま市中央区
名古屋矯正管区支部	名古屋市東区
大阪矯正管区支部	大阪市中央区
広島矯正管区支部	広島市中区
高松矯正管区支部	高松市
福岡矯正管区支部	福岡市東区

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

1　この変更は、令和８年４月１日から施行し、変更後の別表は令和７年12月２日から適用する。

2　変更後の第24条第１項から第３項までの規定は、令和８年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構公告

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）の一部を令和８年３月26日付で改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

令和８年４月24日　　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　服部　泰直

記

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に関する規則（平成16年規則第28号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「32,000円」を「39,000円」に改める。

附　則（令和８年３月26日）

この規則は、令和８年12月１日から施行する。

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第１号）の一部を令和８年３月26日付で改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

令和８年４月24日　　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　服部　泰直

記

学位規則第６条第１項の規定に基づく学士の学位の授与に係る特例に関する規則（平成26年規則第１号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「32,000円」を「39,000円」に改める。

附　則（令和８年３月26日）

この規則は令和８年12月１日から施行する。

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則の一部改正に関する公示

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を令和８年３月26日付で改正したので、学位規則（昭和28年文部省令第９号）第13条第２項の規定に基づき下記のとおり公示する。

令和８年４月24日　　独立行政法人大学改革支援・学位授与機構長　服部　泰直

記

学位規則第６条第２項の規定に基づく学位の授与に関する規則（平成16年規則第30号）の一部を次のように改正する。

第５条第５項中「学位審査手数料として、学士にあっては32,000円、修士にあっては44,000円、博士にあっては87,000円」を「学位審査手数料として、学士にあっては39,000円、修士にあっては53,000円、博士にあっては105,000円」に改める。

附　則（令和８年３月26日）

この規則は令和９年５月１日から施行する。

高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

中日本高速道路株式会社公告第 10 号

中日本高速道路株式会社が令和８年１月30日に公告しました「高速道路の料金の額及び徴収期間の公告」（以下「料金公告」という。）１．⑴⑤ロに基づく特定更新等工事、集中工事等に伴う料金調整として、下記のとおり実施しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項の規定に基づき、公告します。

令和８年４月24日　　中日本高速道路株式会社

代表取締役社長　縄田　　正

１．北陸道リニューアル工事に伴う料金調整の実施について①

⑴　料金の調整を行う自動車

工事に伴う車線規制実施中、一般道への迂回を目的として、⑷に掲げる指定インターチェンジ（以下、「ＩＣ」という。）１から流出し、指定ＩＣ２から再流入し、順方向に走行するＥＴＣ車。

⑵　料金調整額等

⑴に定める自動車が一般道を迂回走行せず連続して走行した場合の料金と同額とする。ただし、料金調整前の料金の額が料金調整後の料金の額を上回る場合に限る。

⑶　実施する期間

令和８年５月７日から令和８年11月30日まで。